

令和3年度からの春日井市 介護予防・日常生活支援総合事業について



©Kasugai City 2008

書のまち春日井「道風くん」

令和3年3月
春日井市健康福祉部介護・高齢福祉課

本資料で用いる用語の説明

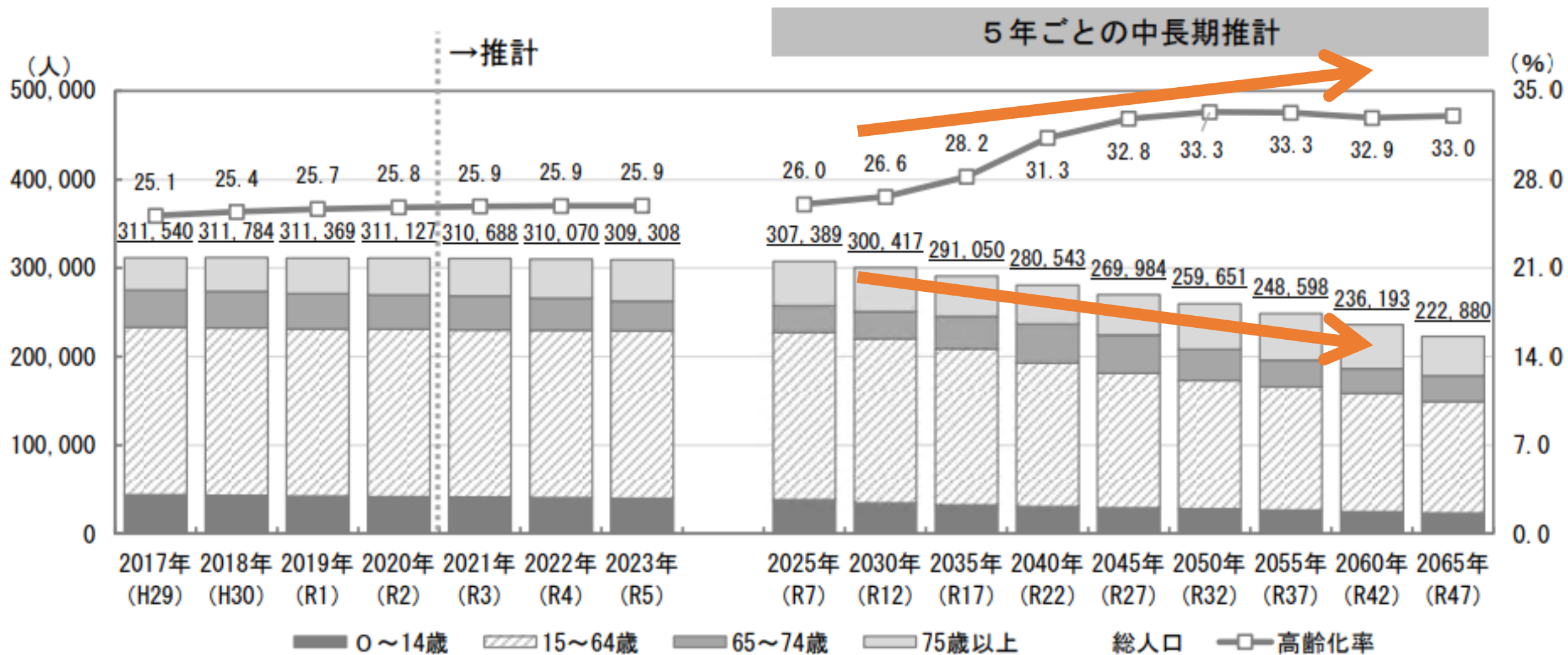
用語	略
介護予防訪問介護相当サービス	訪問相当
訪問型緩和基準サービス	訪問緩和
訪問型短期集中型サービス	訪問短期集中
介護予防通所介護相当サービス	通所相当
通所型緩和基準サービス	通所緩和
通所型短期集中型サービス	通所短期集中

説明内容

- 1 総合事業の利用状況等
- 2 総合事業の人員・運営基準
- 3 総合事業の報酬

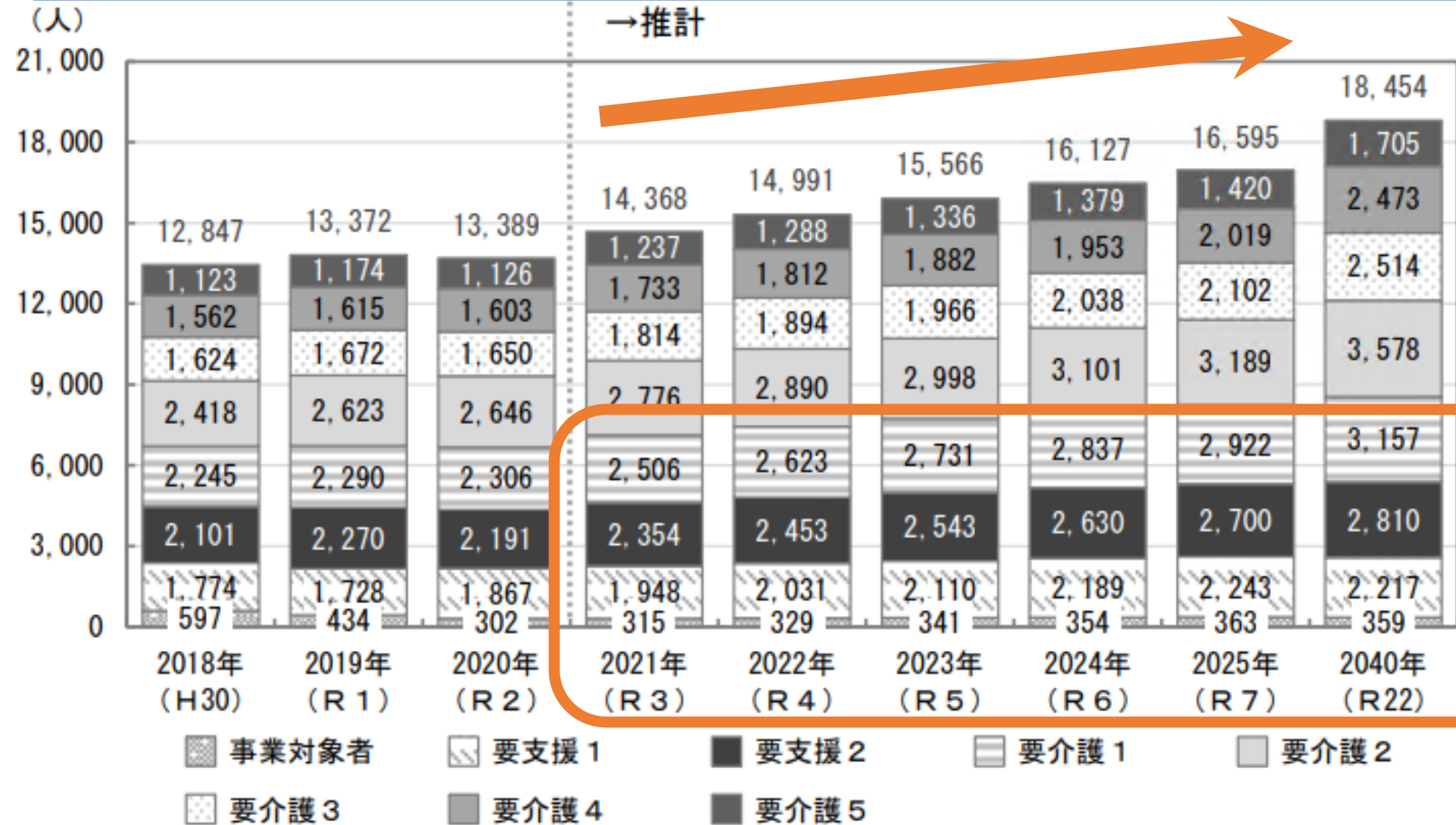
総合事業の利用状況等

総人口は減少、高齢化率は上昇の見込み



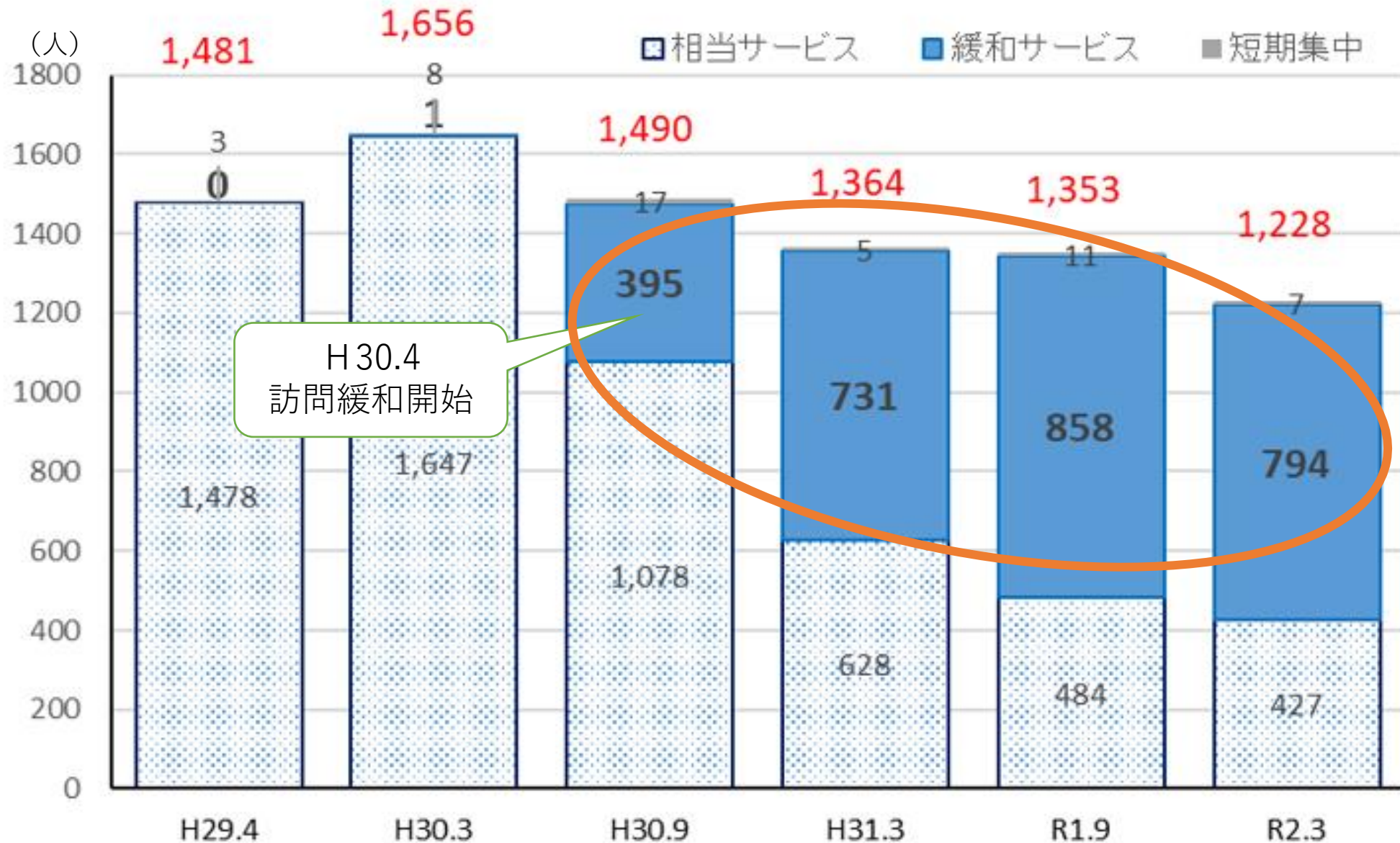
資料：(～2020 (令和2) 年) 住民基本台帳の実績値 (各年10月1日)、(2021 (令和3) 年～) コーホート変化率法による推計

事業対象者、要支援者は増加の見込み



※2020（令和2）年までの実績（各年10月1日、2020（令和2）年は9月1日）及び2021（令和3）年以降の推計

緩和サービスの利用者が増加



春日井市介護予防・日常生活支援総合事業の方向性

- 自身の能力を最大限に生かしながら
自立支援・重度化防止に向けた支援
- 特に利用者の運動機能の維持・向上が
促進されるサービスを推進

令和3年度の改正内容の概要

●運営基準

- ・ 国の省令改正に準じた内容の追加

●報酬改定

▪ 相当サービス

国が定める単価改定に伴う改定

▪ 緩和サービス

安定的なサービス提供を図るための報酬の改定

運動機能の維持・向上が促進されるサービスへ(通所)

運営基準について

- ・ 改定内容は、国の省令改正（令和3年厚生労働省告示第71号等）に準じたものです。
- ・ 詳細は、市ホームページを御参照ください。

市ホームページリンク先URL（令和3年度介護報酬改定について）

<https://www.city.kasugai.lg.jp/shimin/fukushi/kaigo/1015536/1024022.html>

運営基準の改定事項【共通①】

- 1 介護保険等関連情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進
- 2 高齢者虐待防止の推進（3年間の経過措置）
委員会の開催、指針の整備、研修
- 3 ハラスメント対策の強化
- 4 業務継続に向けた取組の強化（3年間の経過措置）
業務継続計画の策定、研修・訓練の実施

運営基準の改定事項【共通②】

5 感染症対策の強化（3年間の経過措置）

委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施

6 運営規程等の掲示

閲覧可能なファイル等で備え置くことも可能

7 利用者への説明・同意

電磁的記録も原則認める

8 記録の保存・交付

電磁的な対応も原則認める

運営基準の改定事項【通所】

- **地域との連携等**

地域住民やボランティア団体との連携や協力など地域との交流に努める

- **地域と連携した災害への対応強化**

避難訓練に地域住民が参加できるよう連携に努める

- **サービス付き高齢者住宅等における適正なサービス提供の確保**

同一建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努める

運営基準の改定事項【通所相当】

- **認知症介護基礎研修受講の義務付け**
(3年間の経過措置)

介護に関わる全ての職員の認知症対応力を向上するため、医療・福祉の資格を有しない職員を対象とする研修

報酬について

●相当サービス

- ・国が定める単価改定（令和3年厚生労働省告示第72号）に伴う改定
- ・令和3年9月30日まで基本報酬に0.1%上乘せされます。

●緩和サービス

- ・安定的なサービス提供を図るための報酬の改定
- ・運動機能の維持・向上が促進されるサービスへ(通所)

報酬の改定事項【通所相当① サービス費】

		改定前	改定後	差
介護予防通所介護 相当サービス費	(Ⅰ)	1,655	1,672	+ 17
	(Ⅱ)	3,393	3,428	+ 35

報酬の改定事項【通所相当 加算①現行どおり】

			単位数
生活機能向上グループ加算			100
運動器機能向上加算			225
若年性認知症受入加算			240
選択的サービス 複数実施加算	Ⅰ	運動・栄養	480
		運動・口腔	480
		栄養・口腔	480
	Ⅱ		700
事業所評価加算			120

- ・介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算変更なし

報酬の改定事項【通所相当 加算②改定あり】

改定前			改定後		
			栄養アセスメント加算		50
栄養改善加算		150	栄養改善加算		200
口腔機能向上加算		150	口腔機能向上加算	I	150
				II	160
サービス提供 体制強化加算	I イ	(一) 72 (二) 122	サービス提供 体制強化加算	I	(一) 88 (二) 176
	I ロ	(一) 48 (二) 96		II	(一) 72 (二) 144
	II	(一) 24 (二) 48		III	(一) 24 (二) 48
生活機能向上連携加算		200 (※100)	生活機能向上 連携加算	I	100 (3月に1回)
				II	200 (※運動100)
栄養スクリーニング加算		5 (6月に1回)	口腔・栄養 スクリーニング加算	I	20
				II	5 (6月に1回)
			科学的介護推進体制加算		40

報酬の改定事項【通所緩和】

		改定前	改定後	差
緩和した基準によるサービス費		271	331	+60
月額包括 (上限額)	週 1 利用	1,220	1,502	+282
	週 2 利用	2,305	2,813	+508
送迎加算		片道27	単価に含める	
送迎減算 (新設)			片道-27	
運動器機能向上加算 (新設)			180	

運動器機能向上加算①

- 運動器機能向上加算の要件（相当と同様）
 - ① 機能訓練指導員としての理学療法士等の配置
 - ② 運動器機能の把握と計画の作成
 - ③ 計画に従ったサービス提供と記録
 - ④ 計画の進捗状況の評価

運動器機能向上加算②

- 自立支援評価加算との併用は不可

	自立支援評価加算	運動器機能向上加算
有資格者の配置	なし	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師（条件あり）を1名以上配置 ※健康運動指導士のみでは算定不可。
把握する内容	心身状態や生活機能	運動器の機能
内容	自立支援計画	運動器機能向上計画

運動器機能向上算定の手続きについて

① 加算の届け出が必要

- ・加算算定月の**前月15日〆切**
- ・令和3年4月から取得→令和3年**4月15日〆切**

② 通所事業所とケアマネの連携と利用者への説明と同意が必須

※重要事項説明書（参考様式）

- ご質問は、メールか F A X で受け付けます。

問い合わせ先

春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉課

メール kaigo@city.kasugai.lg.jp

電 話 0568-85-6921

F A X 0568-84-5764